

東京学芸大学小金井地区構内自転車駐輪要項の一部を改正する要項を次のように
制定する。

平成28年 2 月 4 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

東京学芸大学小金井地区構内自転車駐輪要項の一部を改正する要項

東京学芸大学小金井地区構内自転車駐輪要項(平成27年 4 月16日制定)の一部に
ついて、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学小金井地区構内自転車駐輪要項の一部改正について

改正理由：小金井地区に自転車で通勤する教職員については、自転車利用登録をすることとしたため、所要の改正を行う。

改 正	現 行
〔省略〕 （利用登録を行う者の範囲） 第5条 利用登録を行う者は、次のとおりとする。 (1) 自転車で通学する学生等（教育学部、大学院教育学研究科、大学院連合学校教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生並びに科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び特別研究学生をいう。以下同じ。） (2) 自転車で通勤する教職員（非常勤の者を含む。以下同じ。）及び生活協同組合職員並びにこその他大学関係者（辟雍会，学芸大クラブ，保育園の関係者，研究員等をいう。以下同じ。） 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成28年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （利用登録を行う者の範囲） 第5条 利用登録を行う者は、次のとおりとする。 (1) 自転車で通学する学生等（教育学部、大学院教育学研究科、大学院連合学校教育学研究科及び特別支援教育特別専攻科の学生並びに科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び特別研究学生をいう。以下同じ。） (2) 自転車で通勤する教職員（非常勤の者を含む。以下同じ。）及び生活協同組合職員並びにこその他大学関係者（辟雍会，学芸大クラブ，保育園の関係者，研究員等をいう。以下同じ。）<u>のうち、常時自転車で来学する者</u> 〔省略〕